平成２４年（フ）第８１５号
埼玉県鴻巣市本町８丁目４番26―202号
エーデルワイス
債務者　手塚　美春
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８２４号
埼玉県鴻巣市袋171番地１
債務者　黒澤　典子（旧姓的場）
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８４３号
さいたま市大宮区北袋町１丁目299番地８
ダイアパレス大宮404号
債務者　小森　良幸
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３９３号
埼玉県川越市大字藤間332番地２　国際ハイツ108号室
債務者　小高　講一
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１７１号
神奈川県座間市入谷２丁目146番地の３
債務者　岡　　美江
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５８４号
埼玉県川口市柳根町29番27号
債務者　矢作美登江
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６５１号
埼玉県戸田市早瀬２丁目19番10号　松原ビル402号室
債務者　北川　良治
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７３３号
埼玉県桶川市大字倉田2340番地の３
債務者　富樫　弘子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７３７号
埼玉県川口市北原台１丁目12番21―207号
エマーユ東川口
債務者　西山　由美
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７５５号
さいたま市岩槻区諏訪５丁目４番地25
債務者　畑山　尚則
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７８４号
さいたま市南区辻８丁目16番９号
債務者　関　　文香（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３２９号
埼玉県越谷市大字大房918番地１　208
債務者　小笠原絵美
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部破産係

平成２４年（フ）第３７０号
埼玉県ふじみ野市駒西３丁目８番15号　プレミール102、旧住所埼玉県ふじみ野市大井792番地20
債務者　會田美弥子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３７３号
埼玉県入間市大字新久687番地
債務者　平井笑美子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２２９号
静岡県藤枝市岡出山３丁目14番25号　エスポワールＫ105号、旧住所静岡県藤枝市藤岡５丁目21番５号
債務者　氏家　護人
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２０号
静岡県藤枝市東町８番32号　イーストニュータウンⅡＡ棟101号、住民票上の住所静岡県藤枝市大東町853番地の８
債務者　織本　大介
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２３０号
横浜市旭区本宿町67番地１　飛田荘201号
債務者　川田みゆき
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部